

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された文書等
			当局側	職員団体側			
経理課	平成27年3月30日(月) 17:20~17:42(22分間)	函館開発建設部 2階会議室	函館開発建設部 経理課長 成田 晃一 経理課長補佐 加藤 一男	全北海道開発局労働組合函館 支部経理課分会 執行委員長 麻原 番雄 副執行委員長 松原 弘和 書記長 星 淳一	1. 当課における超過勤務の縮減について 2. 当課事務室の職場環境の改善について	○職員団体側から 特定の職員に業務が集中しないよう改善を求める。 ○当局側から スタッフ制を活用し、特定の職員に業務が集中しないよう、業務配分に努めてきたところであり、引き続き超過勤務の縮減に努めていきたい。 ○職員団体側から 課内における室温管理を適切に行うよう、職場環境の改善を求める。 ○当局側から 課内における室温について、できる限り最適な室温等が保たれるよう、引き続き努力していきたい。	なし
契約課	平成27年3月30日(月) 17:20~17:39(19分間)	函館開発建設部 1階会議室	函館開発建設部 契約課長 岩船 真志	全北海道開発局労働組合函館 支部契約課分会 執行委員長 中橋 弘 副執行委員長 中南 聰也 書記長 西川 尚彦	当課における超過勤務の縮減について	○職員団体側から 繁忙期に特定の職員に業務が集中し、超過勤務が増加することがないよう求める。 ○当局側から 業務運営の簡素・効率化を図り、超過勤務縮減に努めてきたところであるが、今後も職員の健康管理に十分配慮するとともに、適切な業務分担及び細かな業務の進行管理に努め、超過勤務の縮減に努めていきたい。	なし
技術管理課 施設整備課 防災対策官	平成27年3月31日(火) 17:30~17:45(15分間)	函館開発建設部 5階会議室	函館開発建設部 技術管理課長 小玉 茂義 施設整備課長 中山 克己 防災対策官 板橋 伸明	全北海道開発局労働組合函館 支部 技術管理・施設整備課 分会 執行委員長 村上 和也 副執行委員長 伊藤 朋子 書記長 太田 好則	1. 当課における超過勤務の縮減について 2. 当課における職員の健康管理について	○職員団体側から 今年度の超過勤務状況はどうか。超過勤務の縮減を求める。 ○当局側から 前年度と比べて概ね減少しているところであるが、今後とも職員の健康管理を考慮し、きめ細かな業務の進行管理に努めていきたい。 ○職員団体側から 職員の健康管理を徹底して欲しい。 ○当局側から 当課(室)としては、健康管理計画に基づき、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進しているところであるが、引き続き、職員の健康の保持と安全管理を図っていきたい。	なし
八雲道路事務所	平成27年3月31日(火) 17:30~17:55(25分間)	函館開発建設部 八雲道路事務所 2階会議室	函館開発建設部 八雲道路事務所 所長 石塚 高之 総務課長 小庭 隆則	全北海道開発局労働組合函館 支部八雲分会 執行委員長 苓原 崇宏 副執行委員長 山崎 正文 書記長 大間 信悟	当所における超過勤務の縮減について	○職員団体側から 今年度の超過勤務状況はどうか。業務の一層の平準化を求める。 ○当局側から 当所における今年度の超過勤務状況は、昨年度に比べ縮減している。 職場における業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行い、超過勤務の縮減を行ってきたところであるが、今後とも職員の健康管理を考慮しながら、きめ細かな業務の進行管理に努めていきたい。	なし

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された文書等
			当局側	職員団体側			
江差道路事務所	平成27年3月30日(月) 17:20~17:30(10分間)	函館開発建設部 江差道路事務所 1階入札室	函館開発建設部 江差道路事務所 所長 河内 義則 執行委員長 吉宮 高志 書記長 十葉 裕樹 総務課長 中田 善則	全北海道開発局労働組合函館 支部江差道路分会 執行委員長 吉宮 高志 書記長 十葉 裕樹 執行委員 遠藤 貴史	1. 当所における超過勤務の縮減について 2. 当所職員の健康管理について	<ul style="list-style-type: none"> ○職員団体側から 災害対応が長期に及ぶ場合は、超過勤務が職員に負担となるような体制としてほしい。 ○当局側から 災害対応が長期に及ぶ場合は、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすことがあることから、この点に十分配慮するとともに、きめ細やかな業務の進行管理に努めていただきたい。 ○職員団体側から メンタルヘルス疾患の職員の対応をどう考えているか。 ○当局側から 心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医による心の健康相談の活用を図り、メンタルヘルス疾患の予防に努め、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。 	別紙

交渉議題に係る回答メモ

平成27年3月30日

当所における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当所としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当所としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めていきたい。

当所職員の健康管理について

健康管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当所としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健診等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成27年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととしている。

また、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用を図り、メンタル系疾患の予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。